22　電気通信事業法施行規則第24条の４第１項の規定による意見の受付を行う方法	
23　電気通信事業法施行規則第24条の３ただし書の規定により１から20までの事項の一部を公表しない場合にあつては、その旨及びその理由	

注１　［略］

２　「提供交換等設備等の機種」については、機能を提供する交換等設備等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種の全てについて記載すること。

３　「提供交換等設備等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。

４　「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その種別全てについて記載すること。

５　「カバーエリア」については、機能の導入により役務を提供するカバーエリアについて記載すること。なお、法第36条第１項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等（開示される情報を閲覧するために必要な情報並びに開示に当たつての条件がある場合にはその内容及び開示の予定時期（当該時期が当該機能の提供予定時期の90日前の日以後である場合にはその正当な理由を含む。）をいう。以下同じ。）を記載すること。

６　「接続箇所」については、機能を用い接続を可能とする通信用建物名及び住所を含めて記載すること。なお、法第36条第１項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。

７　［略］

８　［略］

［削る］

９　「ユーザ・網インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

10　「網間インタフェース」については、電気通信事業法施行規則第23条の４第１項で定める接続箇所におけるインタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

注１　［同左］

２　「提供交換機等の機種」については、機能を提供する交換機等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種のすべてについて記載すること。

３　「提供交換機等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。

４　「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その種別すべてについて記載すること。

［新設］

［新設］

５　［同左］

６　［同左］

７　「インタフェース」については、社団法人情報通信技術委員会（昭和60年10月25日に社団法人電信電話技術委員会という名称で設立され、平成14年６月11日に社団法人情報通信技術委員会という名称に変更された法人をいう。）において作成された接続に関する技術的条件と同一の部分については記載を要しない。

８　「ユーザ・網インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。

９　「網間インタフェース」については、第23条の４第１項で定める接続箇所におけるインタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。